



# 国民年金

▶ 姫路年金事務所 (☎079・224・6382) ▶ 国保医療年金課 (☎64・3240)  
▶ 地域振興課 (☎75・0253) ▶ 地域振興課 (☎72・2523) ▶ 地域振興課 (☎322・1451)

## 国民年金保険料を免除・猶予する制度があります

所得の減少や失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請し、承認されると保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

制度の承認期間は、7月から翌年6月までの1年間で、**令和8年度分の申請は、7月1日(水)から受け付けを開始します。**  
※失業(退職)による特例認定の方は、再度申請が必要です。

### 対象となる方

- ① 前年所得が少ない方(所得基準は窓口でお問い合わせください。)
  - ② 申請する年度または前年度で失業・倒産・事業の廃止等があった方
  - ③ 障害者または寡婦で、前年所得が135万円以下の方
  - ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
  - ⑤ 特別障害給付金を受けている方
- ※「保険料免除制度」の場合は、申請者本人・配偶者・世帯主の前年所得が、「納付猶予制度」の場合は、申請者本人・配偶者の前年所得が、それぞれ基準範囲内であることが必要です。

## 5月分 国民年金保険料

▶ 口座振替日 **6月30日(火)**  
定額 1カ月 **17,920円**  
付加つき **18,320円**

現金納付の方、スマホ決済の方も  
お忘れなく、6月30日(火)までに納めてください。

### 手続きの窓口

国保医療年金課、各総合支所地域振興課

### 手続きに必要なもの

- ① マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの(国民年金保険料の納付書など)
- ② 失業を理由とするときは「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」の写し等



# 「こども誰でも通園制度」(乳児等通園支援事業) 利用者募集について

保護者の就労要件を問わず、保育所・認定こども園を時間単位で定期的に利用できる「こども誰でも通園制度」が始まっています。利用者を募集しておりますので、将来保育所・認定こども園へのお子様の入園を希望される方はぜひご利用ください。



**対象** 保育所・認定こども園に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども  
※保護者の就労要件を問いません。

**実施方法** 原則、毎週同じ曜日・時間帯(午前中)で利用する。(利用する月は、利用するこどもの保護者が選択できます。)  
※利用できる曜日・時間帯および定員等については、施設により異なります。詳細は市ホームページまたは実施施設にお問い合わせください。

**利用可能時間** こども1人につき月10時間まで

**利用料** 1時間につき300円(利用施設に利用ごとまたは月ごとにお支払いください。)  
※市民税の課税状況等により減免あり(アカウント発行時にお知らせします。)

### 実施施設(11園)

施設名	地域	所在地	電話番号
たんぽぽ保育園	龍野	龍野町宮脇10-4	0791-63-2777
旭こども園		龍野町富永16	0791-63-1848
あそびの丘		揖保町小畑541-1	0791-72-8825
すみれこども園		揖保町西構46-1	0791-67-0337
揖保みどり保育園		揖保町揖保中97-3	0791-67-8055
まことこども園		神岡町沢田467-1	0791-65-1569
西楽保育園(※)		神岡町東鯉崎92-2	0791-65-1860
東栗栖保育園	新宮	新宮町能地338-2	0791-75-0188
まあや学園	揖保川	揖保川町二塚385-1	0791-72-4630
じょうせんこども園	御津	御津町朝臣130	079-322-1870
岩見保育所(※)		御津町岩見1462	079-322-3657

※実施予定施設のため、令和8年6月10日現在受け入れを行っておりません。受け入れ開始の際には市ホームページでお知らせします。

- 利用申請**
- ① 「こども誰でも通園システム」に利用の登録をする。
  - ② 市が審査後にアカウントを発行する。
  - ③ アカウントを使って「こども誰でも通園システム」にログインし、利用したい施設に申し込む。
- ※詳細は市ホームページ「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)利用者募集について」でご確認ください。

市ホームページ「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)利用者募集について」はこちらから



利用申請(こども誰でも通園システム)はこちらから



▶ 幼児教育課(☎64・3222)

## 農業委員会だより

## 農業者年金に加入しませんか?

農業者年金は国が支える農業者のための公的な積立年金です。60歳未満で国民年金の保険料を支払っている農業者の方なら、どなたでも加入できます。(国民年金の任意加入者である60歳以上65歳未満の農業者も加入できます。)

老後の備えは、**農業者年金**で安心



保険料の額は自由に決められます

保険料は月額2万円から1,000円単位で自由に決められ、農業経営状況による見直し、脱退も自由です。(35歳未満の方は月額10,000円から加入できます。)

受給開始時期が選択できます

60歳から75歳までの間に、いつでも受給を開始できます。万が一、若くして亡くなられた場合も積立金額に応じ、死亡一時金として遺族が受け取れます。

公的年金ならではの税制上の優遇措置

保険料は全額社会保険料控除の対象となります。将来受け取る年金には、公的年金等控除が適用されます。

## 農業者年金受給中の皆さん、現況届の提出をお忘れなく!

農業者年金基金から現況届の用紙は届きましたか?  
農業者年金を引き続き受給するためには、毎年1回、現況届を提出しなければなりません。必要事項を記入し、6月末日までに農業委員会事務局または各総合支所地域振興課へ提出してください。

農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会事務局(☎64・3185)またはJA兵庫西各支店へ

